

アズ留学センター 留学参加条件

第1条 参加条件

申込者は、この参加条件を承諾の上、アズ留学センター（以下、当センター）が提供する留学プログラムに含まれる各種サービスを申し込むものとし、この参加条件から該当する条項が適用されます。

第2条 契約の申し込みと成立

契約の成立とは、申し込み希望者が当センターに対し所定の申込書を提出したうえで、当センターが留学参加条件第6条第2項で定めるところの申込金を支払い、それを当センターが確認した時とします。

第3条 拒否事由

当センターは、申込者において下記事由に該当する事があった場合、申し込みをお断りする事があります。

1. 申込者に当センターの提供する留学に適した条件が備わっていないと、当センターが判断したとき。
2. 申込者が未成年である場合に、親権者（保護者）の同意を得られないとき。
3. 申込者が希望する留学先・留学時期の申込手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しが無い時。
4. その他、当センターが不適当と判断したとき。

第4条 留学プログラムの範囲

当センターは、この参加条件に基づき、申込者の希望する学校またはコースへの入学手続き代行と、入学までの期間における留学相談・アドバイスを行うことをプログラムの範囲とします。従って、申込者の希望する留学先への合格、および留学先での課程修了などの請け負い、その他留学中、あるいは、留学終了後の申込者に対して何らかの保証を行うものではありません。万一、この手続き終了後及び留学期間中に、研修期間、コースの種類、宿泊のタイプ等の変更、短縮、中退を希望する場合は、全て申込者自身の責任によるものとし、申込者がその一切の手続を行うものとし、

留学プログラムに含まれるものは下記の通りです。

1. 各種手続き代行

- (1) 入学手続き
- (2) 滞在先手配
申込者が希望する場合、学校が斡旋する宿泊施設に限り、当センターが滞在先申し込み手続きの代行を行います。
- (3) 留学費用の支払い
留学費用の学校への支払い手続きを代行します。ただし、申込者自身が直接学校へ支払うことを希望する場合は、この限りではありません。
- (4) ビザ申請・取得代行
希望者にはビザ申請及び取得手続きの代行を行います。申請及び取得代行料金は当センターが別途定めます。ただし、ビザ申請及び取得手続きの代行はビザの取得を保証するものではありません。

2. 海外留学生保険（または海外旅行傷害保険）

当センターは海外留学生保険（または海外旅行傷害保険）取り扱い会社を紹介いたします。ただし、申し込みは申込者の任意で、保険会社と申込者との間で保険会社の約款に基づき契約するものとし、当センターの責によらない事由により申込者が何ら損害を受けたとしても、当センターはその責任を負いません。

3. 航空券手配・購入代行

当センターでは、申込者が希望した場合、航空券の手配・購入を代行します。原則として申込者の希望する航空会社の航空券をお取りしますが、夏期など混み合う時期やオーバーブッキングによるトラブル、その他、急な申込の場合は、希望する便の航空券または航空券自体がお取りできない場合があります。また、満席などの事由により希望する便の航空券が手配できない場合は、出発空港または利用する航空会社などを変更して頂く場合があります。当センターの責によらない事由で航空券が手配できなかった場合、または航空券等の料金に変更が生じた場合には、当センターではその責任を負いません。航空券のキャンセルに対するキャンセル料、変更等にかかる追加料金等の規則については、手配先の旅行会社の規則に従っていただきます。

第5条 必要書類

手続きに必要な書類は当センターよりご案内します。申込者は、指定された書類を必ず期日までに、当センターが指定した方法で、当センターに提出するものとし、

第6条 諸費用

申込者は、当センターの指示に従い、当センターが別途定める各種費用を

又

払うものとし、

1. 申込金

申込金は、当センターが別途定める留学手続き・サポート費用と同一金額とし、申込者は申込書の提出の後、当センターが定めた期日までに当センターの指定する口座に支払うものとし、尚、申込金は後日請求される留学費用等の一部に充当します。万一申込金の支払いがなかった場合は、申込みは不成立とし留学手続の開始は致しません。

2. エクスプレス料

出国日より起算して60日以内の申し込みの場合、エクスプレス料10,000円（税別）が加算されます。

出国日より起算して30日以内の申し込みの場合、エクスプレス料18,000円（税別）が加算されます。

3. 入学金/授業料等諸費用（以下、留学費用とします）

(1) 自己送金する場合

当センターでは留学先等の提示する請求書に従い、申込者に留学費用を請求します。留学先が指定する口座への一切の振込み手数料は申込者が負担するものとし、また、留学先の責によらない事由での、送金にかかわるトラブル等の責任は申込者が負担するものとし、当センターは責任を負いません。

(2) 当センターが送金代行をする場合

留学先の提示する請求書に従い、当センターが定める計算レートに基づいて日本円に換算し請求します。申込者は当センターの請求に基づいて、振込期日までに指定口座に振込みます。

請求書の有効期限は当センターが指定した振込期日までとします。万一その日までに入金を確認できなかった場合は、記載された請求金額は無効となり、改めて当センターが定めた日の銀行為替レートに基づいて換算した金額で再度請求書を発行するものとし、その金額を振り込んでいただきます。

尚、学校や滞在先、その他の支払い先の事情により金額の変更があった場合は、当センターより申込者に通知し、必要に応じて請求するものとし、一切の振込み手数料は申込者が負担するものとし、

4. 海外送金代行（任意）

留学先の学校が指定する口座に、留学費用を送金する場合で、当センターがその海外送金の手続代行をする場合は、当センターの定める海外送金代行手数料をお支払いいただきます。

5. ビザ申請・取得代行（任意）

希望者にはビザ申請必要書類の作成代行を行います。この場合は当センターが別途定めるビザ申請・取得代行手数料と各国機関が定めるビザ申請費用実費をお支払いいただきます。この費用にはビザ申請に必要な書類の作成・翻訳、郵送・投函申請の場合の返信用封筒と返信用切手等が含まれています。ただし、申請・取得代行はビザの取得を保証するものではなく、万一、申請を却下された場合でもビザ申請・取得代行手数料は返金いたしません。

第7条 申込後の変更

出願後、申込者の都合により、受講コース、留学期間、留学時期等の変更がある場合、その変更内容によって以下のとおり変更手数料を申し受けます。尚、変更のご相談は、原則として留学開始日当日から起算して60日前までとなります。それ以降の変更はお受けできない場合がありますので予めご了承ください。但し、第11条1.(1)~(4)に該当する免責事項により留学不可能となり、申込者が留学条件を変更する場合には、当センターはこの変更手数料を請求することなく、再度留学手続を行います。

- 学校の変更・・・・・・・・・・第6条1 手続き料に準ずる
- 受講コースの変更・・・・・・・・10,000 円（税別）
- 期間及び日程の変更・・・・10,000 円（税別）
- 滞在方法の変更・・・・・・・・10,000 円（税別）

上記に加えて、各学校の変更手数料、取消料を各学校規定に基づきお支払いいただきます。また、学校によってはお申込み後の変更は一切できない場合もありますので予めご了承ください。

第8条 費用の支払い等

この参加条件の第6、7条に定めた費用の支払いについて、申込者は当センターより指定された期日までに当センター指定口座へ必要金額を振り込

むものとして。当センターが、指定期日までに入金を確認できない場合、留学手続きを停止あるいは申込者の希望する出発期日までに留学手続きが完了しない事があります。また、当センターの責によらない事由で留学費用の変更が発生した場合、申込者より必要な差額を支払っていただく事もあります。

祝祭日、当センターの休業日を除いて、毎週水曜日を留学費用の請求書発行日とし、翌週の木曜日を振込期限とします。尚、請求書発行日が祝祭日や当センターの休業日に該当する場合は翌銀行営業日となります。

第9条 申し込み成立後の取り消しと返金

1. 申込者が留学手続きの取り消しをするとき、当センターはこの参加条件に基づき返金の手続きを行います。申込者への返金に伴う送金手数料は申込者が負担する事とし、返金金額から相殺させていただきます。また、留学先などへのキャンセル料金等や、取り消しによる損失が発生する場合は申込者がそれを負担するものとして。

(1) 申し込み成立から10日以内（申込日含む）

留学申請手続きにかかる費用で、取り消しができないものと当センターへの申込金及びエクスプレス料を除いて返金されます。ただし、留学先から取り消し料金の請求があった場合、申込者が負担するものとします。

(2) 申し込み成立日から起算して11日以降

取り消し手数料として20,000円（税別）を申し受けます。その上で、留学申請手続きにかかる費用で留学先の規定により取り消しができないものと、当センターへの申込金及びエクスプレス料金を除いて返金されます。ただし、留学先から取り消し料金の請求があった場合、それを申込者が負担するものとします。

(3) 出発日以降の取り消し

出発日以降の変更及び取り消しは留学先の規定に従うものとして。出発日以降、申込者の都合によるコースやコース受講期間の変更、または取り消し等により、留学先の規定に基づき、既払い費用の一部または全額の返金が生じた場合、その返金金額のうち30%を当センターの返金手数料および登録内容変更費用として申し受けます。※学校によっては入学開始後に返金が一切ない場合もあります。その場合には、一切返金はいたしません。

2. ビザ申請に関わる審査・申請料金、取得代行料金の取り消し及び変更
ビザ申請取得代行の申込み後、ビザ審査・申請料金、取得代行料金をお支払い頂いた日の翌日以降の、ビザ審査・申請料金及びビザ取得代行料金の変更・取り消しはお受けできません。またお支払いいただいたビザ審査・申請料金、取得代行料金は一切返金いたしません。また、万一、ビザ申請が却下された場合でも、ビザ審査・申請料金及びビザ取得代行料金は一切返金いたしません。

第10条 当センターからの解約

1. 下記に定める事由が申込者に認められるとき、当センターは催告後この参加条件に基づく契約を解約する事ができるものとして。

(1) 定められた期日までに第5条に定める必要書類の提出が申込者からないとき。

(2) 定められた期日までに第6、7条に定める諸費用の申込者からの支払いが確認できない時。

(3) 申込者の所在が不明、もしくは1ヶ月以上にわたり連絡が取れないとき。

(4) 申込者が当センターに提出した申込者に関する情報内容に、虚偽または重大な遺漏が認められたとき。

(5) その他当センターがやむを得ない事由があると判断したとき。

2. 前項に基づき、当センターがこの参加条件に基づく契約を解約する場合、申込者が既に当センターに支払済みの費用等の申込者への返金は一切いたしません。また、解約によって生じる各キャンセル料金などの費用および損失は、申込者が負担するものとし、当センターより別途請求します。

第11条 免責事項

1. 下記のような当センターの責によらない事由により申込者の留学が不可能、又は申し込み内容の変更が生じる場合、当センターはその責任を負わないものとして。

ただし、(1)～(4)に該当する場合は、当センターが留学可能な方法を検討し、引き続きカウンセリング及び手続き代行をさせていただきます。

(1) 学校、コースなどが既に定員を満たして、申込者の入学が不可能であるとき。

(2) 希望滞在施設が既に定員を満たして、申込者の入居が不可能であるとき。

(3) 通信もしくは学校の事由により、入学許可証が希望入学期日までに届かず申込者が出発不可能なとき。

(4) 学校の事由によるコース内容の変更があるとき。

(5) 当センターの責によらない事由でパスポートおよびビザなどの取得に時間がかかり、希望出発時期に間に合わないとき。

(6) 申込者の書類不備等、当センターの責によらない事由で渡航先国で入国拒否をされたとき。

(7) 事故、天災地変、戦乱、争議、暴動、テロ行為、ストライキ、盗難、疾病、陸海空における不慮の事故及び予測できない社会問題、その他不可抗力による事由のとき。

(8) 学校への提出書類または、自己手配による航空チケットを申込者が期日までに準備できなかった場合。

(9) 申込みをした学校が、申込み後に何らかの理由により閉校、合併した場合は、当センターはその責任を負いません。

2. 渡航後は申込者個人の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは学校または滞在先の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込者個人の負担となり、当センターは責任を負いません。留学期間中の個人的に参加したスポーツや、学校が企画するアクティビティ参加中の不慮の事故、留学期間中に起こった交通事故や、等による不慮の事故は申込者本人の責となり、当センターは一切の責任を負いません。また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、本人の責において加入手続きを行っていただきます。

第12条 損害負担

申込者が、当センターの責によらない事由により何らかの損害を被った際、当センターはその責任を負いません。

第13条 発行期日

この参加条件は、2016年4月1日以降に申し込まれる契約に適用される。

私はアズ留学センターの留学参加条件に同意し、留学参加条件の主旨に従い、注意事項を守り、現地受入機関の規則に従うことを約束し、ここに申し込みます。

____年 ____月 ____日

留学参加者ご署名

上記の者が、留学するにあたり、留学参加条件を了承し、保護者としての保証を致します。

※参加者署名・保護者署名（お申込み者が20歳未満の場合）欄に必ず署名して下さい。

____年 ____月 ____日

留学参加者の保護者ご署名